

委 託 業 務 仕 様 書

- | | |
|-----------|---|
| 1. 委託業務名 | 国有農地除草業務委託 |
| 2. 委託業務場所 | 豊橋市大岩町地内
土地の所在・除草面積及び案内図（別紙1参照） |
| 3. 業務内容 | (1)機械刈り（倉+掛式も可）
(2)刈り草の搬出
(3)写真撮影
(4)資源化センターにおける刈り草の処分
(5)各回における業務実施報告書の提出 |
| 4. 留意事項 | (1)周辺の土地に枯れ草、石等が飛散しないこと。
(2)付近の道路が狭いので他の交通の支障にならないこと
(3)除草を行う時期については、別紙1のとおりとする。ただし、草の繁茂状況を確認しながら実施することとし、必要に応じて協議の上、変更できるものとする。
(4)刈り草の処分費については実績に応じて支払うこととし、第3回の支払い時に精算する。
想定投入料金 金50,000円
(5)資源化センターへの投入に当たり、廃棄物対策課にて事業系一般廃棄物の投入許可をとること。
(6)資源化センターへの投入に当たり、発注者が発行する廃棄物区分申添書を提出すること。
(7)業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。
(8)受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
(9)刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第6 6号「刈払機取扱作業者に対する安全教育について」に基づく安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
(10)前項の講習が受講できなかった場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
(11)除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
(12)作業名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示をうけた場合、速やかに提出すること。
(13)除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。 |

(14) 建設工事保険等の加入について

- ・ 保険期間は着手日から完了検査の合格日までとする。
- ・ 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険受取人は受託者とする。
- ・ 保険契約後は、証券の写しを提出すること。

(15) 役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守すること

一 エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等

二 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）等

三 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）等

(16) 役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めること。

一 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

二 エネルギーの削減の観点から、車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

三 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に

努める。

四 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

五 みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。